

法人正会員各位

一般社団法人繊維評価技術協議会  
製品認証部

## DDAC の劇物指定について

厚生労働省から毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第31号。以下「改正政令」という。）が2019年6月19日に公布されました。この改正政令により、抗菌剤等として SEK マーク繊維製品にも使用されている、ジデシル（ジメチル）アンモニウム＝クロリド（以下「DDAC」という）及びこれを含有する製剤（DDAC 0.4%以下を含有するものを除く）が劇物に指定されました。

当協議会では、2016年9月に発生した“プリントTシャツによる皮膚障害事故”を受けた厚生労働省からの DDAC の劇物指定についての説明を2017年8月に受けて以来、DDAC を使用している SEK マーク繊維製品が劇物に指定されないように、DDAC の除外申請に向けた活動を会員の皆様のご支援を得て積極的に進めてまいりました。

この間、一部の会員様にはご心配をお掛けすることもありましたが、結果として DDAC を使用している全ての SEK マーク繊維製品が除外される形で DDAC の劇物指定が決定されたことで、当協議会としても安堵しております。

SEK マーク繊維製品では最新の安全性試験結果より、**DDAC の最高加工濃度を 0.32%owf** と規定しています。これは今回の劇物指定除外の 0.4%より低い値となります。これからも DDAC を含む加工剤を SEK マーク繊維製品に使用する場合には、最高加工濃度が 0.32%owf を超えることがないように管理の徹底をお願いします。

なお、定期サーベイランスおよび包括サーベイランス時にはこの点について確認させていただくこともありますので、この機会に加工現場での加工剤濃度の管理方法と、それがいつも管理された状態で行われていることをもう一度確認して下さい。

又、**DDAC を 0.4% を超えて含有している加工剤は劇物に指定**されました。加工現場に於ける保管や取扱い等につきましては、「毒物及び劇物取締法」に沿った対応が必要となります。確実な法令対応の実施を、よろしくご申し上げます。

### 【添付資料】

薬令発 0619 第 1 号 毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

以上